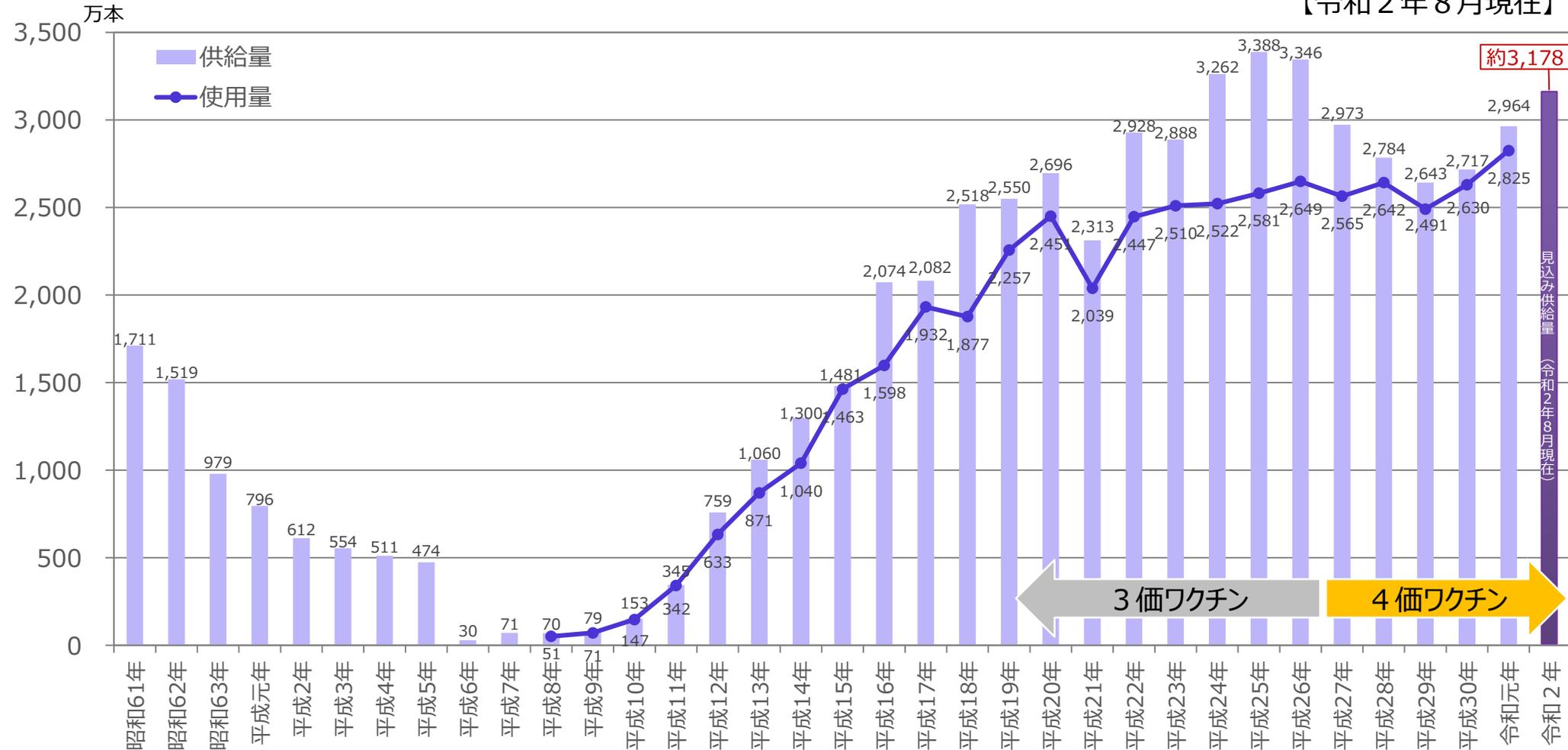


# 2020/21シーズンの インフルエンザワクチンの供給について

# 2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その1）

- 2020/21シーズンに供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は約3,178万本と、昨年度から約7%増加し、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる見込み。統計のある平成8年以降、最大だった昨年の使用量(2,825万本)と比較すると、約12%多い。

【令和2年8月現在】

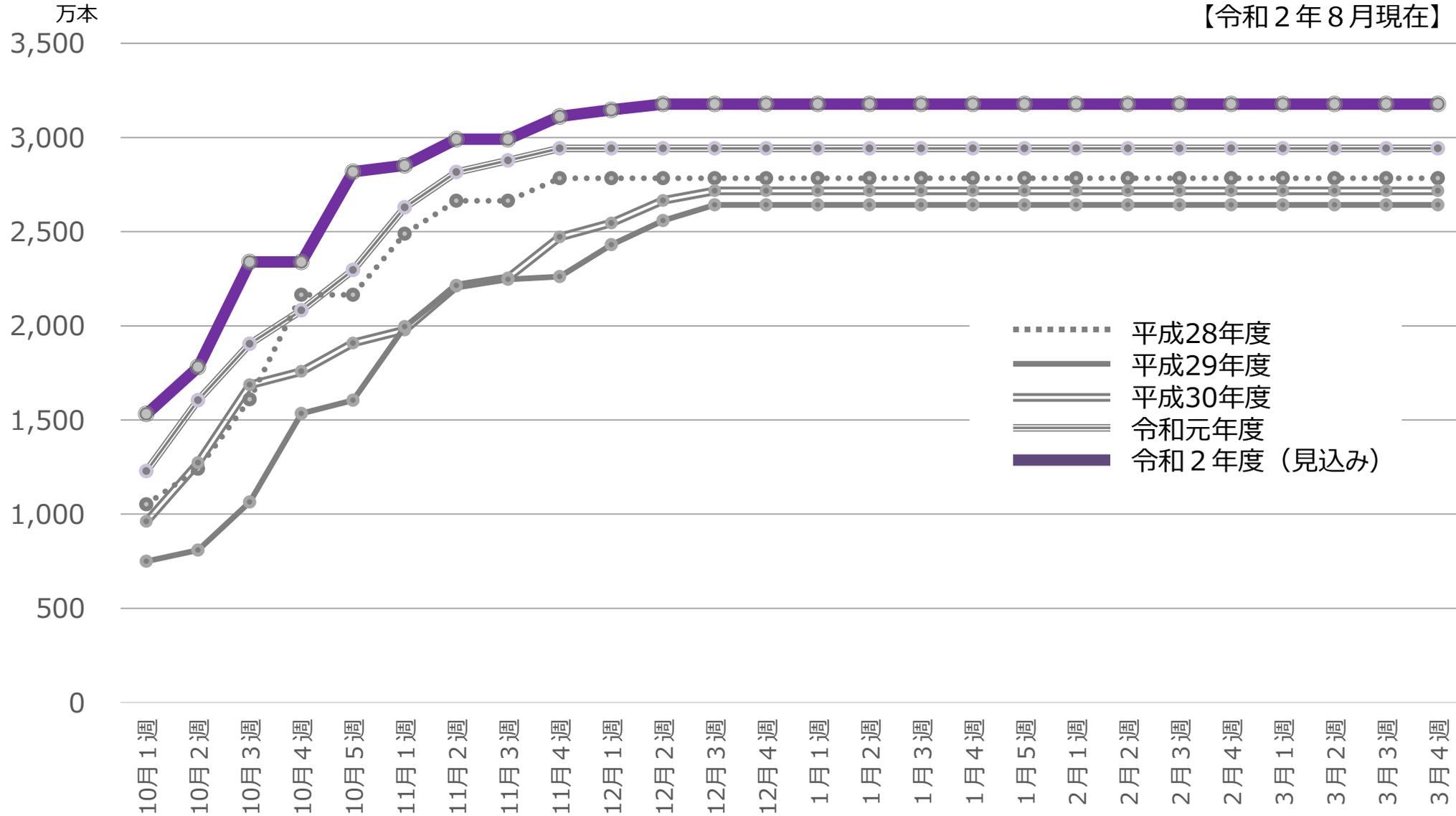


※1 平成7年以前の使用量は不明

※2 1mL換算

# 2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その2）

【令和2年8月現在】



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 令和2年8月現在、ワクチン製造は完了していないため、将来の製造効率の変動や国家検定の影響の可能性については、令和元年度の実績と同様と仮定して供給量及び供給時期を算出。

# 今シーズン（2020/21）のインフルエンザワクチンの供給に係る対応

## 今シーズンのインフルエンザワクチンの供給について

- 厚生労働省からの働きかけを受け、ワクチンメーカーにより増産の努力が図られ、今シーズンのインフルエンザワクチンの見込み供給量（約3,178万本）は、4価ワクチンに変更された平成27年度以降で最多。昨年の消費量より約12%多い。
- 国家検定に係る省令の改正により、製造から出荷までの期間が短縮されて、接種開始（10月1日）時点の供給量も含め、全体的に出荷が早まる見込み。

## 今シーズンの対応（案）

- 今シーズンは例年より多い供給量が確保されているが、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、症状の類似した疾患の発症をできるだけ減らすとともに、医療負担を軽減する観点から、インフルエンザ予防への啓発が重要であり、ワクチンの需要が高まる可能性が考えられる。
- このため、ワクチンの効率的な使用に係る取組として、以下の対応を取ることとしてはどうか。
  - （1） 効率的な使用等について、医療現場への働きかけを行う。

（昨年取組） インフルエンザワクチンの効率的な使用と安定供給を推進するため、2018/19シーズンまでと同様に、

- ・ 13歳以上の方は原則1回注射としていただくこと
- ・ 必要量に見合う量のワクチンを購入いただくこと

などについて、医療機関に要請する等の取り組みを継続することとした。

- （2） 効率的なワクチンの使用に資する取り組みを具体的に例示して呼びかける。

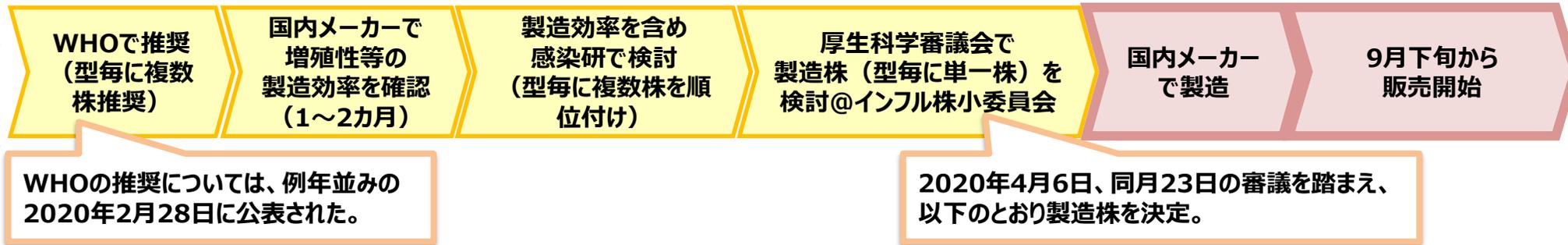
（例） 複数回投与できるバイアルを使用する場合は、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関で行われている時間的・空間的分離の考え方を活用し、ワクチン接種を行う時間帯を決めて集中的に接種を行い、できるだけ1つのバイアルで複数回接種する。

- また、別途、インフルエンザの重症化予防の効果が大きい集団等に対する優先的な呼びかけ等も検討中。

※ 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会及び感染症部会の合同部会

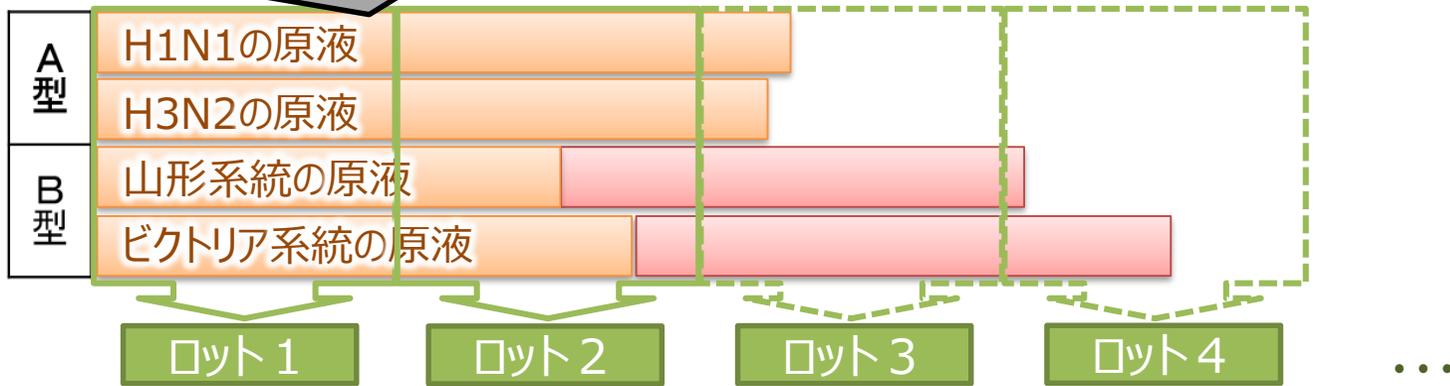
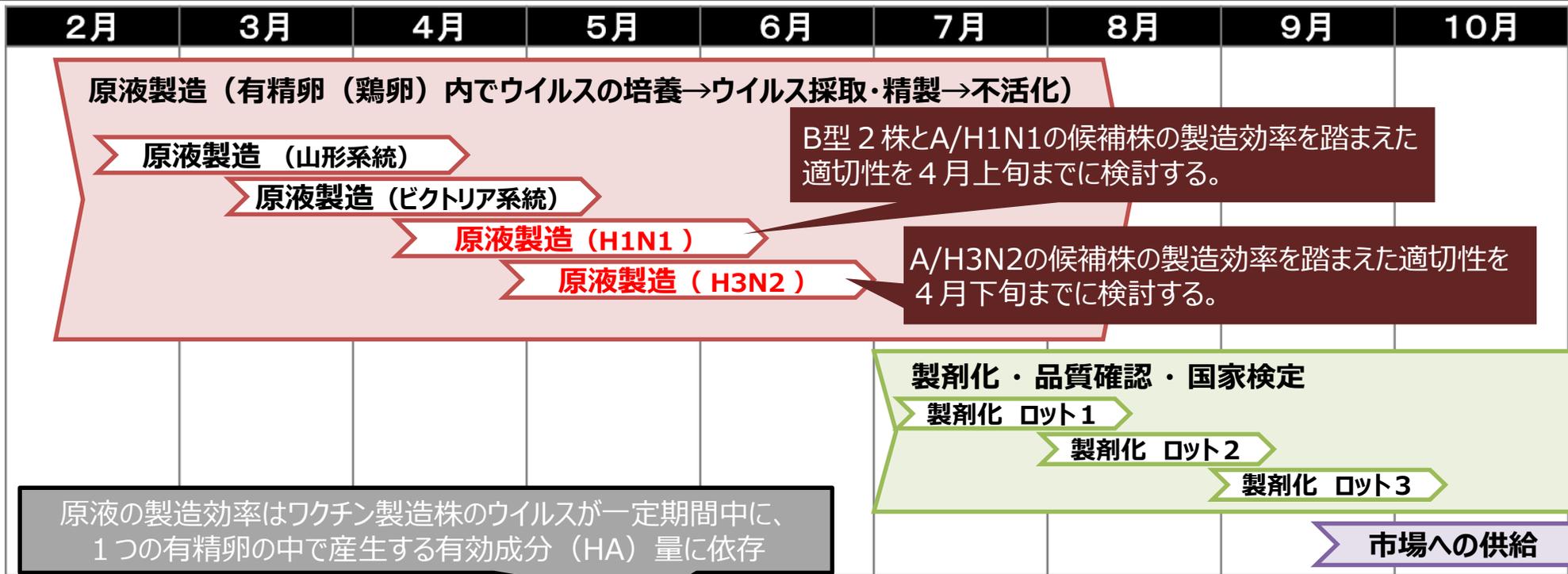
# 2020/21シーズン向けインフルエンザワクチン製造株

基本的な流れ



亜型	ワクチン製造株
A型H1N1※	A/広東-茂南/SWL1536/2019 (CNIC-1909) (2019/20シーズンから変更)
A型H3N2	A/香港/2671/2019 (NIB-121) (2019/20シーズンから変更)
B型山形系統	B/プーケット/3073/2013 (2019/20シーズンの製造株と同一株)
B型ビクトリア系統	B/ビクトリア/705/2018 (BVR-11) (2019/20シーズンから変更)

※ A型H1N1 pdm09 (以下同じ)



○ WHOが新規のワクチン製造株を2株（A/H1N1とA/H3N2）推奨した現状において、その影響を最小限に留めるには、4月上旬までにA/H1N1の製造株を、4月下旬までにA/H3N2の製造株を確定する必要がある。

## 1. インフルエンザワクチンを取り巻く状況

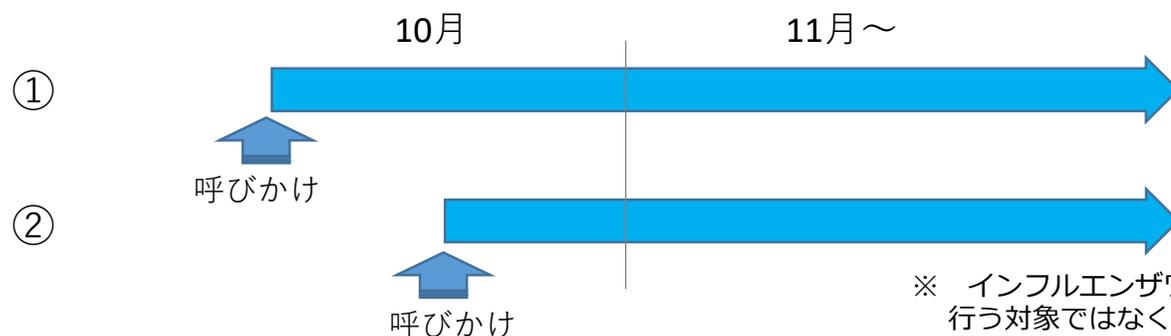
- 今冬に供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は、約3,178万本（成人量では6,356万回分に相当）  
（例年のインフルエンザワクチンの接種率は、小児で50～60%程度、高齢者で40～70%程度）
- 今冬は、**新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。**

## 2. 優先的な接種対象者

- 予防接種法に基づく定期接種対象者に加え、**日本感染症学会の提言を踏まえ、以下の方々が希望する場合に接種の機会を逸することのないよう、優先的な接種を呼びかけることとしてはどうか。**
    - ① 予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の高齢者等）
    - ② 医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児～小学校低学年（2年生）
- （※）②は、日本感染症学会から、インフルエンザワクチン接種が特に強く推奨される方々と提言されている。（今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて（令和2年8月3日公表））

## 3. 呼びかけについて

- 原則として、①**定期接種対象者の方々に希望される方は、10月前半から接種を開始し、それ以外の方は10月後半まで接種をお待ちいただくよう、国民に呼びかけてはどうか。**
- 10月後半からは、感染症学会提言を踏まえ、特に、②**医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児～小学校低学年（2年生）の方々に、接種を希望される方に対して、接種を呼びかけてはどうか。**



※ インフルエンザワクチンは予防接種法上、行政から対象者に接種勧奨を行う対象ではなく、呼びかけは接種を希望される方が対象となる。